災害時要援護者支援制度

一 地域ぐるみの助け合い



災害時要援護者支援制度とは?

集中豪雨や地震などの災害に備え、自力避難が困難な「災害時要援護者」に対し、日頃から声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時には誰が支援し、どこに避難するかなどについてあらかじめ地域住民同士で決めておく、"地域ぐるみの助け合い"の制度です。

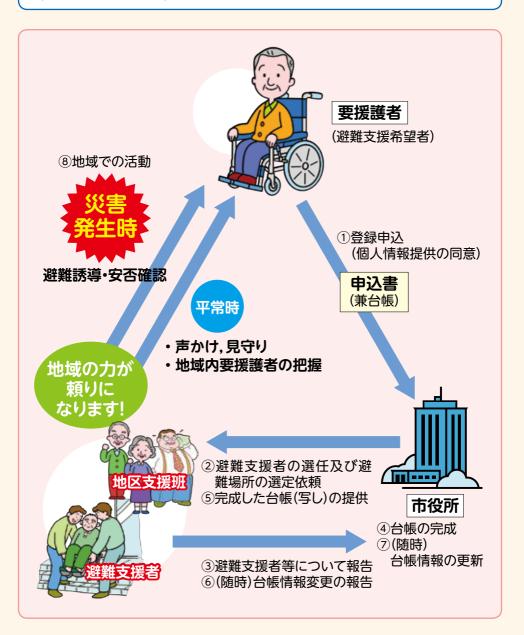
対象となる方

この制度は、高齢者(概ね 65 歳以上)や障がい者などのうち、 災害が発生した際、**自力で避難することが困難で避難支援を希望する方**(要援護者)が登録できます。

- ※ 在宅で生活している方が対象となります。
 - (1) 要介護3以上の高齢者
 - (2) 「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者
 - (3) 身体障がい者手帳1・2級所持者
 - (4) 療育手帳A・A1・A2所持者
 - (5) 精神障がい保健福祉手帳 1級所持者
 - (6) 障がい者福祉サービスを受けている難病患者
 - (7) その他災害時の支援が必要と市長が認める方

制度のしくみ

要援護者ごとに、あらかじめ地域で支援者や避難場所を決めておき、災害発生時には、避難支援者が避難誘導等を行います。



地区支援班とは?

各地区の自主防災組織,自治会,民生委員,地区社会福祉協議会などの地域団体で構成され,地域内の要援護者の把握や避難支援者の選任などを行う,支援組織です。(組織の構成人数や構成団体などは地区の実情に合わせてそれぞれ異なります。)

<地区支援班の役割>

- ・ 避難支援者の選任,避難場所の選定
- 個人情報の適正管理
- 「地域台帳」等の更新
- 要援護者の新規登録の促進
- ・ 申込書などの受付



避難支援者とは?

要援護者の避難を支援してくれる方で、主にご近所の顔なじみの 方が中心となります。

日頃から要援護者への「声かけ(あいさつ)」や「見守り」などに 心がけ、災害発生時には、安否確認や避難誘導など、一人ひとりの 状況に応じた支援を行います。

要援護者登録を希望する方へ

申込書(表面)に必要事項を記入のうえ,次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 市役所本庁舎保健福祉総務課, 高齢福祉課または障がい福祉 課窓口へ提出, または郵送にて御提出ください。
- ② お住まいの地区の「地区支援班」へ提出
- 一申込書配布場所 -市役所本庁舎保健福祉総務課,高齢福祉課,障がい福祉課
 - ※ 市ホームページにも様式があります。

~要援護者登録をされた方へのお願い~

登録後、登録内容の変更等を行う場合には、

次の書類を上記方法で御提出ください。

- ●住所,連絡先等の変更
 - ⇒「災害時要援護者台帳登録内容変更届出書」
- ●市外転出,施設入所等
 - ⇒「災害時要援護者台帳登録抹消届出書」



※ 取り扱う個人情報については、宇都宮市個人情報保護条例 に基づき、市及び地区支援班において適正に管理する必要が あります。

そこで,市と地区支援班は,要援護者の個人情報の取扱いに関する協定書を取り交わし,個人情報の目的外使用を禁止しています。

要援護者及び避難支援に携わる方へ



日頃からのコミュニケーションを大切にしましょう。

日頃から、あいさつや声かけによるコミュニケーションをとるよう心がけ、お互いに良い関係づくりに努めましょう。

避難経路・避難方法を確認しておきましょう。

最寄りの避難場所までの避難経路を確認し、危険箇所や複数の経路を把握しましょう。

また、**地震、水害、土砂災害など災害の種類によって、危険箇所 や避難場所が変わります**。あらゆる事態に対応するため、複数の避 難場所を想定しておくなど、**避難の選択肢を広げておきましょう**。

日頃から防災意識を高めておきましょう。

積極的に地域の避難訓練に参加したり、家具の転倒・落下防止の対策を行ったりするなど、日頃から防災意識を高め、災害時に備えておきましょう。また、要援護者の方は、携行品や普段服用している薬の準備もしておきましょう。障がいのある方などでヘルプマーク・ヘルプカード(詳細は次ページ)をお持ちの方は、災害時にすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

※ 市では、**気象情報 (警報関連) や避難情報に関するメール配信サービス (登録制)** を行っています。積極的に登録しておきましょう。

この制度は、地区支援班や地域の避難支援に携わる方々の温かい善意(ボランティア)によって支えられている制度であり、 活動にあたって法的な責任や義務を負うものではありません。

また、災害時には避難支援者の方も同様に被災しており、<mark>災</mark> 害時の状況によっては、支援に携わる方がすぐ に対応できない場合も考えられます。

避難支援に携わる方へ ~災害発生時,災害のおそれが高まったとき~

要援護者へ災害情報を正確かつ迅速に伝えましょう。

避難情報*(台風や大雨の際に発令されます。)のそれぞれの意味 を正しく理解し、要援護者の障がいや病状等に応じて、災害情報を 正しく伝えましょう。

避難支援を行う際は、まず自身や家族等の安全を確保しましょう。

自分や家族等の安全を確保した後、要援護者宅に出向いて避難支援を行いましょう。

避難場所へ速やかに誘導しましょう。

避難するときは、火の元や電気、戸締りを確認し、要援護者の携行品や普段服用している薬を持って、避難場所まで誘導しましょう。

※ 「避難情報」の種類ととるべき避難行動

- ●『避難準備・高齢者等避難開始』 避難勧告や避難指示に先立って発令される災害情報で、避難に時間のかかる要援護者の方は避難を開始し、一般の方は避難の準備を始めます。
- ●『避難勧告』 災害発生のおそれがある場合に発令される災害情報で、 一般の方も避難を開始します。
- ●『避難指示(緊急)』

人的被害が発生する危険性が極めて高い場合に発令される災害情報で、ま だ避難していない方は直ちに避難を開始しなければなりません。

用語説明

■ヘルプマーク

義足や人工関節,内部障がいや難病など,外見から分からなくても周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク



■ヘルプカード

障がいのある方などが、障がいの 特性や自分の情報



などを記載しておき、いざというとき に、必要な支援や配慮を周囲の方にお 願いしやすくするためのカード

支援の際に心がけること

- ●声をかけて不安を取り除きましょう。
- ●要援護者ご本人の体力など、状態に応じた誘導をしましょう。
- ●要援護者ご本人の特性に応じた支援を心がけましょう。

危険を知らせる警告が聞こえない, 見えないなど, 危険を察知しにくい方

⇒ 周囲の状況を具体的に伝えましょう。耳が聞こえにくい方に対しては、必要に応じて筆談や身振りを用いましょう。

認知症などで危険を理解・判断しにくい方

⇒ 精神的に不安定にならないよう、分かりやすい言葉で状況を 具体的に説明しましょう。

車イス等の移動用具が必要な方

- ⇒ できるだけ複数で対応し、避難経路の段差や幅を考慮して避 難しましょう。
- ※ 障がいのある方などの中にはヘルプマーク・ヘルプカードを お持ちの方がいます。ヘルプマーク・ヘルプカードの提示があっ た場合は、記載内容を確認して、相手が求める支援を行いましょ う。(緊急連絡先に連絡する、筆談で説明するなど)





要援護者の方

わたしの避難場所:

わたしの支援者:

避難支援に携わる方

わたしが支援する要援護者:

災害用伝言ダイヤル・・・災害時に利用できる全国と被災地を結ぶボイスメールです。「**171**」をダイヤルし、音声ガイダンスに従い、伝言の録音・再生を行うことができます。

《メモ欄》

制度に関するお問合せ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 保健福祉部

保健福祉総務課 電話:632-2919

高齢福祉課 電話:632-2356 障がい福祉課 電話:632-2673



平成30年度作成